

平成28年度第2回日進市休日急病診療所運営協議会 次第

日 時 平成28年11月2日(水)
午後2時から

場 所 日進市休日急病診療所 会議室

1 あいさつ

2 議題

(1) 平成28年度日進市休日急病診療所上半期実績報告について(資料1～資料4)

(2) 平成29年度日進市休日急病診療所事業計画(案)について(資料5)

(3) 平成29年度日進市休日急病診療所歳入歳出予算(案)について(資料6)

(4) 日進市休日急病診療所における診療継続計画(案)について(資料7)

(5) 日進市休日急病診療所管理運営の検討について(資料8)

3 その他

平成28年度日進市休日急病診療所運営協議会委員名簿

	氏名	役職	任期
委員	笹本 基秀	一般社団法人東名古屋医師会会長	平成28年4月1日～ 平成30年3月31日
委員	永井 修一郎	日進市休日急病診療所所長	平成28年4月1日～ 平成30年3月31日
委員	金山 和広	一般社団法人東名古屋医師会 日進支部長	平成28年4月1日～ 平成30年3月31日
委員	松田 直子	日進豊明薬剤師会会員	平成28年4月1日～ 平成30年3月31日
委員	五十里 明	名古屋学芸大学教授	平成28年4月1日～ 平成30年3月31日
委員	萩野 豊絵	市民公募委員	平成28年4月1日～ 平成30年3月31日
委員	山中 和彦	日進市健康福祉部長	平成28年4月1日～ 平成30年3月31日
委員	山下 幸信	長久手市福祉部長	平成28年4月1日～ 平成30年3月31日
委員	近藤 賢二	東郷町健康部長	平成28年4月1日～ 平成30年3月31日

資料1

平成28年度上半期利用状況(実績)

平成28年10月1日

(単位:人)

診療月	東郷町	日進市	長久手市	その他	計
4	23	105	37	16	181
5	59	135	41	31	266
6	9	57	15	6	87
7	31	113	40	14	198
8	18	97	24	14	153
9	30	98	44	8	180
10					
11					
12					
1					
2					
3					
合計	170	605	201	89	1,065
利用率	16.0%	56.8%	18.9%	8.3%	100.0%
利用率 (その他 を除く)	17.4%	62.0%	20.6%		100.0%
(参考) H27年度 利用率	17.3%	58.5%	24.2%		100.0%

資料2

平成28年度上半期診療科別患者数(実績)

平成28年10月1日

(単位:人)

診療月	小児科	内科	外科	計
4	60	120	1	181
5	95	171	0	266
6	46	41	0	87
7	101	96	1	198
8	83	70	0	153
9	99	81	0	180
10				
11				
12				
1				
2				
3				
合計	484	579	2	1,065

資料3

平成28年度上半期診療料(実績)

平成28年10月1日

月	診療日数 (日)	受診者数 (人)	窓口収入 (円)	国保診療報酬 (円)	社保診療報酬 (円)	診療料 (円)
4	5	181	389,860	257,416	1,180,936	1,828,212
5	8	266	343,980	527,604	1,290,694	2,162,278
6	4	87	77,290	188,576	479,153	745,019
7	6	198	184,960	423,957	1,015,203	1,624,120
8	5	153	141,430	309,576	863,591	1,314,597
9	6	180	165,860	364,371	1,049,815	1,580,046
10						
11						
12						
1						
2						
3						
計	34	1,065	1,303,380	2,071,500	5,879,392	9,254,272
合計	文書手数料収入 18 件			28,980円		9,283,252

* 8月分・9月分の国保・社保の診療報酬は、請求金額です。

資料4

収入実績の比較(平成28年度上半期まで)

平成28年10月1日

月	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	受診者数 (人)	診療収入 (円)	受診者数 (人)	診療収入 (円)	受診者数 (人)	診療収入 (円)
4	143	1,421,542	151	1,335,120	181	1,828,212
5	291	2,623,419	324	2,737,398	266	2,162,278
6	118	876,579	89	763,276	87	745,019
7	166	1,350,448	182	1,406,902	198	1,624,120
8	124	1,016,526	145	1,216,669	153	1,314,597
9	168	1,435,006	340	2,767,830	180	1,580,046
小計	1,010	8,723,520	1,231	10,227,195	1,065	9,254,272
10	129	1,150,558	163	1,389,189		
11	259	2,542,660	237	2,259,526		
12	741	8,773,465	318	2,961,028		
1	1,179	14,473,311	497	5,115,765		
2	372	4,498,819	708	9,084,480		
3	237	2,320,046	379	4,676,052		
小計	2,917	33,758,859	2,302	25,486,040		
合計	3,927	42,482,379	3,533	35,713,235	1,065	9,254,272
文書証明 手数料	60件	97,150	63件	101,430	18件	28,980
総合計	3,927	42,579,529	3,533	35,814,665	1,065	9,283,252

* ただし、診療収入の総合計には、手数料を含む。

* 平成28年度8月・9月分の診療収入は見込になります。

* 平成26年度文書証明手数料 @1,610×59件 @2,160×1件

平成29年度日進市休日急病診療所事業計画書(案)

平成28年10月1日

1 管理運営費		39,017,000 円
財源内訳	診療等収入	23,282,000 円
	市町負担金	15,665,000 円
	諸収入	70,000 円
業務体制	医師	81人 (72日+9日)
	薬剤師	84人 (72日+9日)+GW3日
	看護師	165人 (72日+9日)×2人+GW3日
	医療事務	129人 (72日+9日)+48人
	診療日数	72日 (5月GW3日間、年末年始6日間)

* 5月GW3日間は薬剤師・看護師、各1名増員にて業務を行う。

* 年末年始5日間(12月30日～1月3日)・12月23日・1月8日・2月11、12日は倍体制にて業務を行う。

月	日数	診 療 日
4	6	2(日). 9(日). 16(日). 23(日). 29(祝). 30(日)
5	7	3(祝). 4(祝). 5(祝). 7(日). 14(日). 21(日). 28(日)
6	4	4(日). 11(日). 18(日). 25(日)
7	6	2(日). 9(日). 16(日). 17(祝). 23(日). 30(日)
8	5	6(日). 11(祝). 13(日). 20(日). 27(日)
9	6	3(日). 10(日). 17(日). 18(祝). 23(祝). 24(日)
10	6	1(日). 8(日). 9(祝). 15(日). 22(日). 29(日)
11	6	3(祝). 5(日). 12(日). 19(日). 23(祝). 26(日)
12	8	3(日). 10(日). 17(日). 23(祝). 24(日). 29. 30. 31(年末3日)
1	8	1. 2. 3(年始3日). 7(日). 8(祝). 14(日). 21(日). 28(日)
2	5	4(日). 11(日). 12(振). 18(日). 25(日)
3	5	4(日). 11(日). 18(日). 21(祝). 25(日)
合計	72	

2 業務計画(診療計画分を除く。)

(1) 利用者対応

- ア 医師会ホームページ及び各市町の広報誌に診療案内を記載する。
- イ 診療所内に3か月分の医師担当表を掲示する。
- ウ 各医療機関へ休日診療所案内ポスターの掲示依頼。
- エ 利用者へのアンケート調査を年1回実施する。
- オ 病診連携による速やかな連絡体制を継続する。
- カ インフルエンザ流行時には増員配置する。

(2) 施設の維持管理

- ア 日進市休日急病診療所医療安全管理指針に基づき安全管理、医療事故防止を図る。
 - (ア) 日常清掃、定期清掃の委託及び日常的に職員が確認する。
 - (イ) 委託警備会社による閉所時の管理。
 - (ウ) 薬品庫の施錠及び医薬品の適切な管理。
 - (エ) 消防設備・空調設備の定期点検(各年2回)を専門業者に委託。
 - (オ) 施設及び設備の不具合について早期発見・修繕に努める。

イ 事故、災害時の対応

- (ア) 損害賠償保険への加入。
- (イ) 緊急災害マニュアルに基づき利用者の安全確保を徹底する。
- (ウ) 防災訓練・通報訓練の実施

(3) その他

- ア 適切な温度設定、両面印刷など経費削減に努める。
- イ 分別廃棄の徹底・リサイクルに努める。
- ウ 運営委員会を適宜開催し必要な協議を行い、情報共有を図る。
- エ 職員に対し、必要な研修の機会を与え、また、指導により資質向上を図る。

平成29年度

日進市休日急病診療所歳入歳出予算(案)

第1表 歳入歳出予算書

(歳入)

(千円)

款	平成29年度予算額	平成28年度予算額	比較
1. 指定管理料	15,665	15,665	0
2. 診療手数料	23,282	22,748	534
3. 諸収入	70	70	0
歳入合計	39,017	38,483	534

(歳出)

(千円)

款	平成29年度予算額	平成28年度予算額	比較
1. 事業費	25,116	24,883	233
2. 会議費	85	85	0
3. 管理費	13,616	13,315	301
4. 予備費	200	200	0
歳出合計	39,017	38,483	534

各項の経費に計上した経費については、指定管理者と市で協議し、流用することができる。

(歳入)

第1款 指定管理料 (千円)

項	目	平成29年度 予算額	平成28年度 予算額	節		説明 (説明の金額単位:円)
				区分	金額	
1. 指定管理料		15,665	15,665			
	1. 指定管理料	15,665	15,665	1. 指定管理料	15,665	東郷町 3,595,117 長久手市 3,715,738 日進市 8,354,145
	計	15,665	15,665			

第2款 診療手数料 (千円)

項	目	平成29年度 予算額	平成28年度 予算額	節		説明 (説明の金額単位:円)
				区分	金額	
1. 診療料		23,277	22,743			
	1. 診療料	23,277	22,743	1. 診療料	23,262	日進市休日急病診療所診療料
2. 診断書料		5	5			
	1. 診断書料	5	5	1. 診断書料	5	
	計	23,282	22,748			

第3款 諸収入 (千円)

項	目	平成29年度 予算額	平成28年度 予算額	節		説明 (説明の金額単位:円)
				区分	金額	
1. 預金利子		1	1			
	1. 預金利子	1	1	1. 預金利子	1	
2. 雑入		69	69			
	1. 雑入	69	69	1. 雑入	69	
	計	70	70			

(歳出)

第1款 事業費		事業費								(千円)
項	目	平成29年度 予算額	平成28年度 予算額	比較	財源内訳		節		説明 (説明の金額単位:円)	
					指定管理料 診療報酬等	その他	区分	金額		
1. 日進市休日急病 診療所運営事業費		25,116	24,883	233	25,116			25,116		
	1. 事業費	25,116	24,883	233	25,116			25,116		
							1. 報酬	13,295	医師 99,500×81人＝ 8,059,500 薬剤師 33,000×84人＝ 2,772,000 時間外手当・加算金・レセ確認・交通費・予備費 2,463,500 計 13,295,000	
							3. 手当等	1,198	医師年末年始 49,750×11人＝ 547,250 同ゴールデンウィーク 19,900×3人＝ 59,700 薬剤師年末年始 16,500×11人＝ 181,500 同ゴールデンウィーク 6,600×6人＝ 39,600 看護師年末年始 7,000×22人＝ 154,000 同ゴールデンウィーク 2,800×9人＝ 25,200 医療事務年末年始 6,400×11人＝ 70,400 同ゴールデンウィーク 2,560×3人＝ 7,680 年末年始・ゴールデンウィーク予備費 111,910 計 1,197,240	
							7. 賃金	4,768	看護師 14,000×165人＝ 2,310,000 医療事務 12,800×129人＝ 1,651,200 時間外手当・加算金・レセ確認・交通費・予備費 806,800 計 4,768,000	
							11. 需用費	5,064	医薬材料等 422,000×12ヶ月＝ 5,064,000	
							14. 使用料及び 賃借料	413	レセコン・保険証読 取機リース料 17,100×12ヶ月＝ 205,200 レセコン・保険証読 取機サポート料 17,300×12ヶ月＝ 207,600 計 412,800	
							18. 備品購入費	378	自動分割分包機 378,000	
	計		25,116	24,883	233	25,116				

第2款 会議費								(千円)	
項	目	平成29年度 予算額	平成28年度 予算額	比較	財源内訳		節		説明 (説明の金額単位:円)
					指定管理料 診療報酬等	その他	区分	金額	
1. 会議費		85	85	0	85			85	
	1. 役員会議	45	45	0	45		11. 需用費	45	会議用茶葉 45,000
	2. 総務費	40	40	0	40		12. 役務費	40	郵便切手など 40,000
	計	85	85	0	85				

第3款 管理費								(千円)	
項	目	平成29年度 予算額	平成28年度 予算額	比較	財源内訳		節		説明 (説明の金額単位:円)
					指定管理料 診療報酬等	その他	区分	金額	
1. 管理費		13,616	13,315	301	13,616			13,616	
	1. 事務所費	9,986	9,665	321	9,986			9,986	
							7. 賃金	5,120	事務長給与 3,619,000 平日パート賃金・代務者賃金・ 時間外手当・加算金・交通費 1,500,480 計 5,119,480
							8. 報償費	50	講師謝礼 50,000
							9. 旅費	25	普通旅費 25,000
							10. 交際費	20	慶弔費 20,000
							11. 需用費	1,700	研修費 100,000 光熱水費 1,000,000 修繕費 500,000 インターホン改修費 100,000 計 1,700,000
							12. 役務費	2,089	電話料・インターネット利用料 300,000 医師賠償保険料 81,000 労災保険料 70,000 傷害保険料 62,000 火災保険料 41,000 個人情報漏えい保険料 14,400 健康保険料など 970,000

第3款

管理費

(千円)

項	目	平成29年度 予算額	平成28年度 予算額	比較	財源内訳		節		説明 (説明の金額単位:円)
					指定管理料 診療報酬等	その他	区分	金額	
									退職金積立 12,000×12ヶ月＝ 144,000 クリーニング料 150,000 職員健康管理費 256,000 計 2,088,400
							13. 委託料	982	一般清掃委託 週2回 269,000 定期清掃委託 年3回 204,000 警備委託 22,000×12ヶ月＝ 264,000 空調保守点検 年2回 154,000 医療廃棄物処理代 @4,100×8回＝ 32,800 消防設備保守点検 年2回 47,000 事務パソコン保守委託 年間 11,000 計 981,800
	2. 役員連絡 事務所費	1,332	1,332	0	1,332			1,332	
							1. 報酬	612	休診運営委員 42,000×5人＝ 210,000 休診監査委員 21,000×2人＝ 42,000 会計監査 30,000×12ヶ月＝ 360,000 計 612,000
							3. 手当	720	所長手当 35,000×12ヶ月＝ 420,000 副所長手当 (運営委員長) 25,000×12ヶ月＝ 300,000 計 720,000
	3. 消耗品費	520	540	△ 20	520			520	
							11. 需用費	520	複写機消耗品 220,000 一般消耗品・事務用品 300,000 計 520,000
	4. 雑費	1,778	1,778	0	1,778			1,778	
							12. 役務費	1,263	銀行手数料 300,000 事務管理手数料 963,000 計 1,263,000

第3款 管理費								(千円)	
項	目	平成29年度 予算額	平成28年度 予算額	比較	財源内訳		節		説明 (説明の金額単位:円)
					指定管理料 診療報酬等	その他	区分	金額	
							14. 使用料及び 賃借料	515	TV受信料(NHK) 年間 14,000 マイナンバー保管料など 23,000×12ヶ月＝ 276,000 コピー機リース 16,200×12ヶ月＝ 194,400 玄関マットリース 2,500×12ヶ月＝ 30,000 計 514,400
計		13,616	13,315	301	13,616				

第4款 予備費								(千円)	
項	目	平成29年度 予算額	平成28年度 予算額	比較	財源内訳		節		説明 (説明の金額単位:円)
					指定管理料 診療報酬等	その他	区分	金額	
1. 予備費		200	200	0	130	70		200	
	1. 予備費	200	200	0	130	70		200	予備費 200,000
計		200	200	0	130	70			

資料7

日進市休日急病診療所診療継続計画の策定について

1 目的

新型インフルエンザ等流行時においても本地域の休日における一次救急医療体制確保を行うため、当診療所の業務体制に関する診療継続計画を定めるため。

2 内容

新型インフルエンザ等流行時における体制に関する規定を定めるもの

3 策定スケジュール（予定）

- (1) 第2回日進市休日急病診療所運営協議会にて計画（案）を協議
- (2) 協議内容に基づき内容を修正し計画を策定
- (3) 第3回日進市休日急病診療所運営協議会にて報告

4 参考：他市町の状況

豊明市休日急病診療所、東郷診療所にて策定済み

5 備考

本計画の策定後、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種について、当診療所の登録手続きを行う予定です。

日進市休日急病診療所における診療継続計画(案)
(新型インフルエンザ等発生時)

平成28年 月

日進市

《 目 次 》

第1 総論

1 基本方針	1
（1）当診療所の役割	
（2）各発生段階における基本的な対応方針	
（3）優先すべき診療業務	
2 本診療継続計画の策定と変更	
3 意思決定体制	
4 意思決定に必要な最新情報の収集・共有化	

第2 未発生期の対応

1 新型インフルエンザ等発生時の診療体制確保の準備	2
（1）流行への備え	
（2）診療に確保できる人員と対応能力の評価	
（3）連絡体制、通勤経路	
2 感染対策の充実	
（1）感染対策マニュアルの整備	
（2）教育と研修	
（3）特定接種への登録	
3 在庫管理	

第3 海外発生期以降の対応

1 対策本部の設置	3
2 診療体制	
3 職員への対応	4
（1）職員の健康管理と安全確保	
（2）職員体制の見直し	
4 患者への情報周知	
5 事務機能の維持	
（1）事務部門	
（2）委託業者との連携	
（3）業者連絡先リスト	
資料1 新型インフルエンザ等に関する対策会議	5
資料2 新型インフルエンザ等感染症に関する情報確認先リスト	
資料3 当診療所の受け入れ能力の事前評価	6
資料4 診療所内連絡網	7
資料5 新型インフルエンザ等発生時の必須医薬品及び感染対策用品リスト	
資料6 委託業者リスト	8
資料7 連携機関リスト	

第1 総論

1 基本方針

(1) 当診療所の役割

- 当診療所は、新型インフルエンザ等（「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下「特措法」という。）第2条第1号）が日進市、長久手市、東郷町（以下「各市町」という。）及びその近郊で流行した際に、地域における休日急病医療に貢献し信頼される医療機関として医療を提供する。

(2) 各発生段階における基本的な対応方針

- 海外発生期及び県内未発生期、県内発生早期においても、新型インフルエンザ等の患者が当診療所にも受診する可能性があることを踏まえる。
- 県内感染期には、地域住民のため、当診療所の診療を継続する。
- 診療に従事する当診療所の職員の安全と健康に十分に配慮する。

(3) 優先すべき診療業務

- 「住民医療を担う休日診療所」の役割を鑑み、一定の水準を維持し診療を継続する。なお、県内感染期における被害想定・欠勤率は政府想定の40%で検討する。

2 本診療継続計画の策定と変更

- 本計画は日進市休日急病診療所運営協議会（以下「運営協議会」という。）の協議を経て、日進市が策定した。
- 流行時には、最新の科学的根拠や国、県及び一般社団法人東名古屋医師会（以下「東名古屋医師会」という。）からの要請を元に、適宜本計画を変更する。

3 意志決定体制

- 新型インフルエンザ等の発生時において、協定書に定める業務計画等に大幅な変更を行う必要が生じた際は、当診療所の指定管理者と日進市で協議の上決定する。
- 上記以外の診療体制等に係る事項については、所長が決定する。
- 所長が事故等で不在のときは、副所長がその代理を務める。

4 意志決定に必要な最新情報の収集・共有化

- 新型インフルエンザ等に関する情報については、東名古屋医師会及び瀬戸保健所、さらに県、国及び各市町の通知等を参考にする。
- 収集した情報は、始業前の業務連絡等を通じて速やかに職員に通知する。
- 情報入手先リスト（資料2）

第2 未発生期の対応

1 新型インフルエンザ等発生時の診療体制確保の準備

(1) 流行への備え

- 日頃からそれぞれの職員が新型インフルエンザ等の発生時における業務を行えるよう情報の共有を図る。

(2) 診療に確保できる人員と対応能力の評価

- 地域感染期においても出勤でき、対応可能な職員数を検討し、リストを作成する。(資料 3)

(3) 連絡体制、通勤経路

- 当診療所の連絡体制及び医師、薬剤師及び看護師等各職員の連絡先等を整備する。(資料 4)
-

2 感染対策の充実

(1) 感染対策マニュアルの整備

- 診療所内感染対策マニュアルを見直し、新型インフルエンザ等対策を踏まえて整備する。

(2) 教育と研修

- 患者と職員の安全確保のため、新型インフルエンザ等に対する基礎知識、マスクや手袋などの個人防護具の適切な使用法等について定期的に研修を行う。

(3) 特定接種への登録

- 日進市は、当診療所が特定接種（新型インフルエンザ等医療提供を行う事業）の登録事業者になる場合は、所定の手続きを行い、厚生労働省へ登録する。
 - 特定接種については、当診療所に勤務する看護師、事務員に実施する。
-

3 在庫管理

- 平時より実施している医薬品・医療材料等の在庫管理に加え、当診療所の医薬品・医療材料取り扱い業者等と連携し、新型インフルエンザ等発生時の必須医薬品、感染対策用品等のリストを作成し、入手方法を確認しておく。(資料 5)

医薬品：抗インフルエンザウイルス薬、インフルエンザ迅速診断キット等

感染対策用品：マスク、手袋、ガウン、ゴーグル、手指消毒剤等

第3 海外発生期以降の対応

1 対策本部の設置

- 海外発生期以降、流行規模・病原性等に応じて、当診療所運営委員会を対策本部とする。

2 診療体制

- 当診療所の診療体制については、各市町ホームページ、広報及び診療所内の掲示物やポスター等で地域住民に周知する。
- 診療所内感染防止のため、受診者・利用者の時間的・空間的分離対策について検討し、職員に周知するとともに、流行規模等に応じて当診療所での受診の流れなどを来院者向けにわかりやすく診療所の入口に掲示する。

【海外発生期から県内発生早期】

＜新型インフルエンザ等が疑われる患者への対応＞

- 帰国者・接触者外来を受診すべき者であることが受付等で判明した場合、帰国者・接触者外来が設定される医療機関を受診するよう伝え、当診療所では診療しない。
- 新型インフルエンザ等が疑われる患者から問い合わせがあった場合、瀬戸保健所に設置される、『帰国者・接触者相談センター』を紹介する。
- 新型インフルエンザ等に感染している可能性が高いと考えられる患者を診療した場合は、瀬戸保健所に連絡し、追加の確定検査の要否について確認する。
- 新型インフルエンザ等に感染している可能性が高いと考えられる患者は、患者の自家用車内等、可能な範囲で他の患者と接しない状況下で待機させ、感染症指定医療機関へ搬送する手続きをとる。

【県内感染期】

＜新型インフルエンザ等が疑われる患者への対応＞

- 軽症者を中心に、新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。重症化が考えられる患者については、早急に重症患者の受入可能医療機関を紹介する。
- 通常の院内感染対策に加え、待合室・診察室において新型インフルエンザ等の患者とその他の患者とを可能な限り時間的・空間的に分離するなどの対策を行う。
- 当診療所は、新型インフルエンザ等が疑われる患者を患者の自家用車内等、空間的・時間的に分離する。

3 職員への対応

(1) 職員の健康管理と安全確保

- 職員への感染予防のため、職員が新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者と接触する場合には、その状況に合わせて个人防护具を適切に使用する。
- 職員は手指衛生をはじめとして科学的根拠に基づく適切な感染対策を行い、万全を期す。
- 職員等が新型インフルエンザ等に感染したと疑われる場合は、速やかに事務長に連絡する。家族等が感染した場合で本人への感染が強く疑われる場合は、所長の判断で休みとする。
- 所長は、十分な感染防止対策を行わずに患者に濃厚接触した者に、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与をすすめる。
- 特定接種開始後速やかに、対象職員にワクチン接種を行う。

(2) 職員体制の見直し

- 地域発生早期以降、職員連絡網、通勤経路などを見直す。
 - 地域発生早期以降、地域の流行状況や重篤度に応じて当診療所の職員体制を見直す。
-

4 患者への情報周知

- 当診療所においては流行期に対応した啓発・広報活動を行う。特に新型インフルエンザ等に罹患した際の療養方法、手指衛生、咳エチケット、感染対策用品（マスク、手袋）の使い方等、感染拡大防止のために個人や家庭でできることについて、患者に周知する。
 - 海外発生期以降、各市町のホームページ内に新型インフルエンザ等に関する項目を追加し、随時更新する（必ず更新日を記載する）。
 - 当診療所における新型インフルエンザ等患者の診療方針を診療所内ポスター、張り紙等により周知する。
-

5 事務機能の維持

(1) 事務部門

- 各種物品の調達や、一般電話対応等、診療業務を継続する上で必要な業務を優先的に行う。
- 職員及びその家族等の健康状態等を把握するとともに予防接種等、職員の業務継続に必要なことを優先的に実施する。

(2) 委託業者との連携

- 清掃、警備等委託している業務については、新型インフルエンザ等の県内感染期の対応について、委託業者と事前に打合せを行う。

(3) 業者連絡先リスト

- 医薬品取扱業者リストを整備しておく。
- 委託業者（清掃、廃棄物処理、警備等）リストを整備しておく。

新型インフルエンザ等対策本部（休日急病診療所運営委員会）メンバー

委員長：日進市休日急病診療所 所長

副委員長：日進市休日急病診療所 運営委員長（副所長）

参加するメンバー

東名古屋医師会会長	〇〇 〇〇
日進市休日急病診療所長	〇〇 〇〇
休日急病診療所運営委員長（東名古屋医師会会員）	〇〇 〇〇
休日急病診療所運営委員（東名古屋医師会会員）	〇〇 〇〇
休日急病診療所運営委員（東名古屋医師会会員）	〇〇 〇〇
休日急病診療所運営委員（東名古屋医師会会員）	〇〇 〇〇
休日急病診療所事務局	〇〇 〇〇

新型インフルエンザ等感染症に関する情報確認先リスト

1 情報収集責任者：休日急病診療所事務長

当診療所を運営するにあたっての情報収集は同事務長が行うが、当診療所の開設者である日進市並びに長久手市及び東郷町においても、責任をもって情報の収集及び地域住民への周知を行うこととする。

2 主な情報入手リスト

内閣官房・新型インフルエンザ等対策	http://www.cas.go.jp/jp/influenza/
外務省海外安全ホームページ	http://www.anzen.mofa.go.jp/
厚生労働省感染症・予防接種情報	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html
国立感染症研究所感染症疫学センター	http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html
日本医師会インフルエンザ総合対策	http://www.med.or.jp/jma/kansen/novel_influenza/
愛知県新型インフルエンザ等対策	http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenkotaisaku/0000011920.html
日進市ホームページ	http://www.city.nisshin.lg.jp/index.html
長久手市ホームページ	https://www.city.nagakute.lg.jp/index.html
東郷町ホームページ	http://www.town.aichi-togo.lg.jp/

3 その他

当診療所の受け入れ能力の事前評価

1 医療施設基本情報

医療施設名称：日進市休日急病診療所

医療施設住所：愛知県日進市蟹甲町中島 2 2 番地

認可病床数：なし

職員数：非常勤医師 1 名、非常勤薬剤師 1 名、非常勤看護師 2 名、非常勤医療事務 1 名、事務員 1 名

診療名：内科、小児科

2 入院可能病床数

なし

3 人工呼吸管理

なし

4 通常の診療業務の継続に必要な職員の数

業務代行者がいない診療科・部門：医師 1 名

新型インフルエンザ等の診療対応に必要な職員の数：薬剤師 1 名、看護師 2 名、医療事務員 1 名

5 被害想定：欠勤率 40%の場合

(現員数×0.6=出勤可能人員)

外来診療 医師 1 名×0.6=0 人

※当番医が欠勤の場合は、代替者を確保し対応する。

診療介助 看護師 2 名×0.6=1.2 人

※当番看護師が欠勤の場合は、他の看護師を確保し対応する。

薬剤処方 薬剤師 1 名×0.6=0 人

※当番薬剤師が欠勤の場合は、代替者を確保し対応する。

会計業務 医療事務 1 名×0.6=0 人

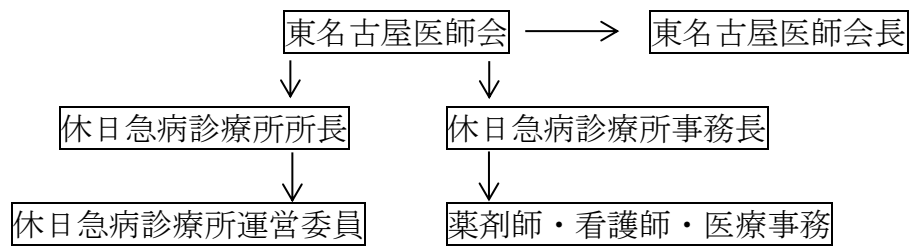
※当番事務員が欠勤の場合は、他の医療事務又は事務員で対応する。

受付事務 事務 1 名×0.6=0 人

※当番事務員が欠勤の場合は、他の事務員又は東名古屋医師会事務員で対応する。

状況に応じては看護師又は医療事務で対応する。

診療所内連絡網



※各連絡先等は、別に作成した「医師連絡先一覧」「薬剤師連絡先一覧」「看護師・医療事務員・事務員連絡先一覧」のとおり。

新型インフルエンザ等発生時の必須医薬品及び感染対策用品リスト

項目	商品名	取扱業者
必須医薬品		
抗インフルエンザウイルス薬	タミフル	〇〇〇
抗インフルエンザウイルス薬	タミフル DS	〇〇〇
抗インフルエンザウイルス薬	イナビル	〇〇〇
抗インフルエンザウイルス薬	リレンザ	〇〇〇
迅速診断キット		
感染対策用品		
サージカルマスク		〇〇〇
N95 マスク		〇〇〇
手袋 (プラスチック)		〇〇〇
擦り込み式手指消毒剤		〇〇〇

委託業者リスト

項目	会社名	連絡先
一般清掃業務	〇〇〇	〇〇〇
定期清掃業務	〇〇〇	〇〇〇
感染性廃棄物運搬	〇〇〇	〇〇〇
空調設備業務	〇〇〇	〇〇〇

連携機関リスト

項目	電話番号	備考（担当者名等）
愛知県健康福祉部保健医療局健康対策課	052-961-2111	
瀬戸保健所	0561-82-2197	
日進市保健センター健康福祉部健康課	0561-72-0770	
長久手市福祉部健康推進課	0561-63-3300	
東郷町役場健康部健康課	0561-37-5813	
公立陶生病院	0561-82-5101	
豊田厚生病院	0565-43-5000	
名古屋第二赤十字病院	052-832-1121	
愛知医科大学病院	0561-62-3311	
藤田保健衛生大学病院	0562-93-2111	
日進おりど病院	0561-73-7771	
愛知国際病院	0561-73-7721	
東名病院	0561-62-7511	



日進市休日急病診療所運営形態の 検討について

平成28年11月2日(水)健康課



第1回運営協議会以後の経過



- 1 各種運営形態(直営・指定管理・医師会立)の診療所の視察
(5/20・5/23)視察先：稲沢市、津島市、江南市



- 3市いずれも赤字経営
- 設立の経緯、運営状況については、それぞれの市の固有の事情があるため、視察先から本市診療所の運営形態のあり方を論じるのは難しい。
- 視察の結果から、委託・直営を本市の運営形態とすることは困難。

- 2 東名古屋医師会休日急病診療所運営委員会(8/30)

- 視察状況の報告
- 市から指定管理、医師会立の検討状況を説明



現状の分析



他市町が赤字基調に対し、本市診療所は黒字基調。

(単位:千円)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
収入	31,606	30,547	30,335	42,676	36,046	171,210
支出	29,401	29,395	31,203	37,428	35,067	162,494
実質収支	2,205	1,152	-868	5,248	979	8,716
利用者数	3,290人	3,278人	3,242人	3,927人	3,533人	17,270人

※収入は、指定管理料を除く診療報酬等

要因

- ①効率的で必要最小限のコンパクトな人員、設備、運営
- ②人口増と医療費無料化を背景として医療ニーズが堅調
- ③インフルエンザの流行による利用者の増加



休日急病診療所の運営管理方法の変遷



時期	運営形態	建物	備考
昭和54年度～ 平成6年度	東名古屋医師会立	日進市役所東側建物 (現在、薬剤師会等 が使用中)	初年度は、豊明市も参加。
平成7年度～ 平成17年度	日進市立 (管理委託制度)	中央福祉センター (平成7年建設)の 一部	日進市が国の補助金を活用して建設したため、日進市立に変更。
平成18年度以 降	日進市立 (指定管理者制 度)	同上	地方自治法の改正 (H15)により、管理委 託制度が廃止、指定管理 者制度へ移行



指定管理者制度の考え方



- 指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的としている。
- 地方公共団体の出資法人、公共団体、公共的団体が管理受託者として公の施設の管理を行う従来の「管理委託制度」を改め、地方公共団体の指定を受けた者が「指定管理者」として管理を代行するもので、指定管理者の範囲として特段の制約を設けないとしており、原則公募化により、指定管理者として民間事業者も含め、広く門戸を広げるとしている。



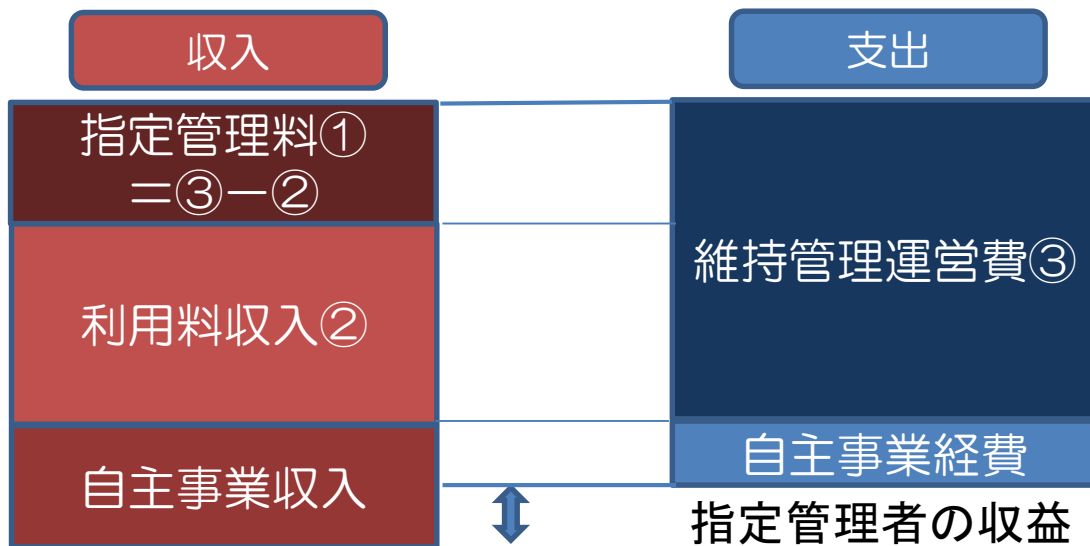
公の施設の管理は、「直営」とするか、包括的な委託をする場合は、「指定管理者制度」を採ることになった。



指定管理者制度の考え方



1. 一般的な指定管理者制度においては、過去の実績から見込まれる維持管理建物管理等に必要な経費から利用料金収入を差し引いた額で、指定管理料を算定する。
2. 指定管理者の経営努力による利用料金収入の増加や経費削減により生じた利益は、指定管理者が受け取る。原則として、精算はしない。黒字でも、市に返還しないが、赤字になっても、市は赤字分を補填しない。



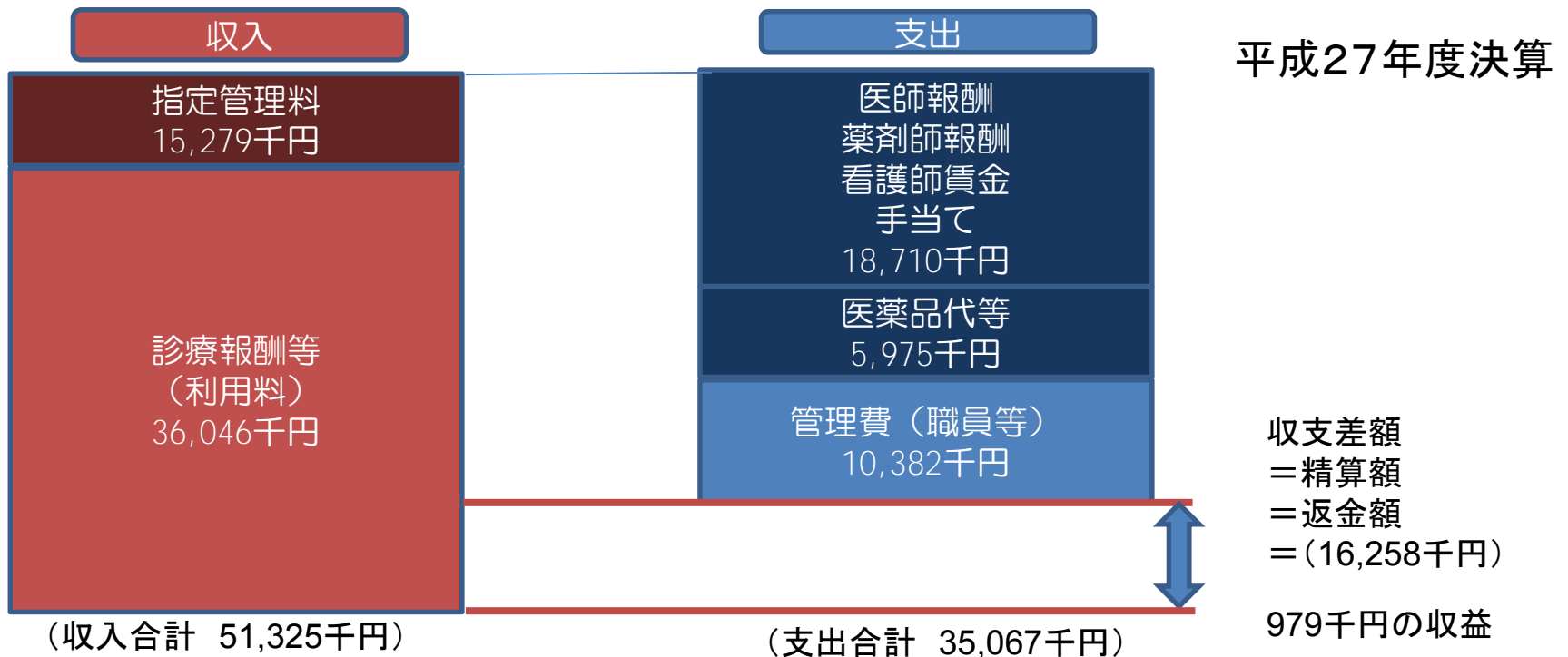
維持管理運営費③のうち利用料金収入②でまかなえない部分を指定管理料とする。



平成27年度の指定管理の収支構造について



日進市休日急病診療所の指定管理者制度では、収支差額は全額精算し、翌年度に各市町に返還。仮に赤字になった場合は、各市町が補填する。
(全額精算方式は、指定管理者制度では変則的)





全額精算方式を採用してきた理由



- 市立休日急病診療所は、休日に民間医療機関等による医療が十分に提供されない場合に、補完的に公が提供するものである。
- したがって、他の指定管理施設とは異なり、営業努力により利用者を増やすという性質のものではない（利潤をあげることは目的ではない。）
- 平成22年以前はずっと赤字基調であったので、赤字を補填するため、全額精算方式となっていた。（後ほど全額精算するため、指定管理料は、必要な運転資金として意味合いで積算されていた）

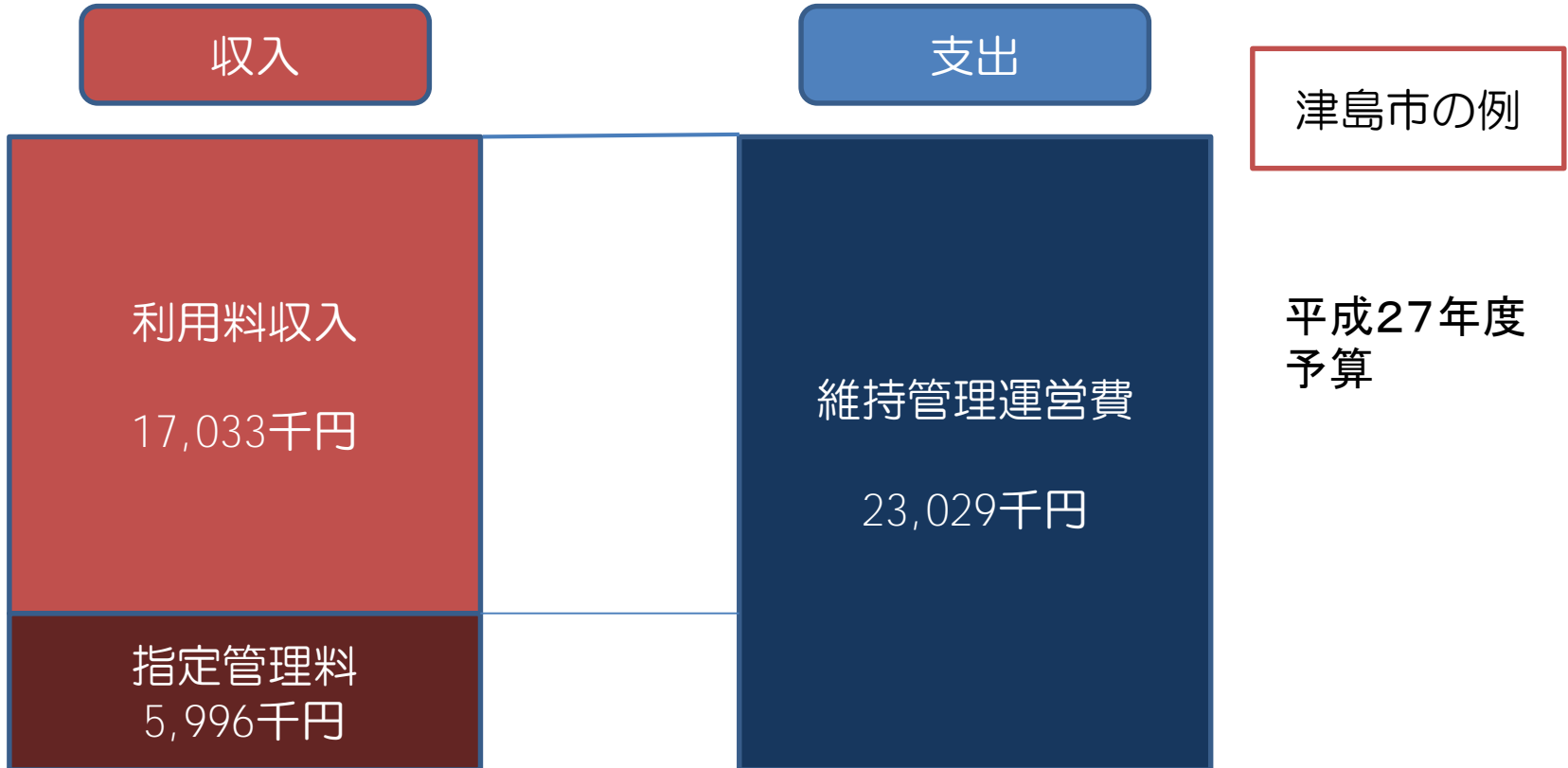
H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
-6,894,305	-5,572,143	-6,545,972	-6,199,056	-1,049,574	-3,184,042	2,205,537	1,152,717	-867,580	5,247,786	979,056



黒字基調になってきている現在、全額精算方式をみなおすかどうか論点のひとつ



精算方式をとらない市の休日急病診療所の指定管理



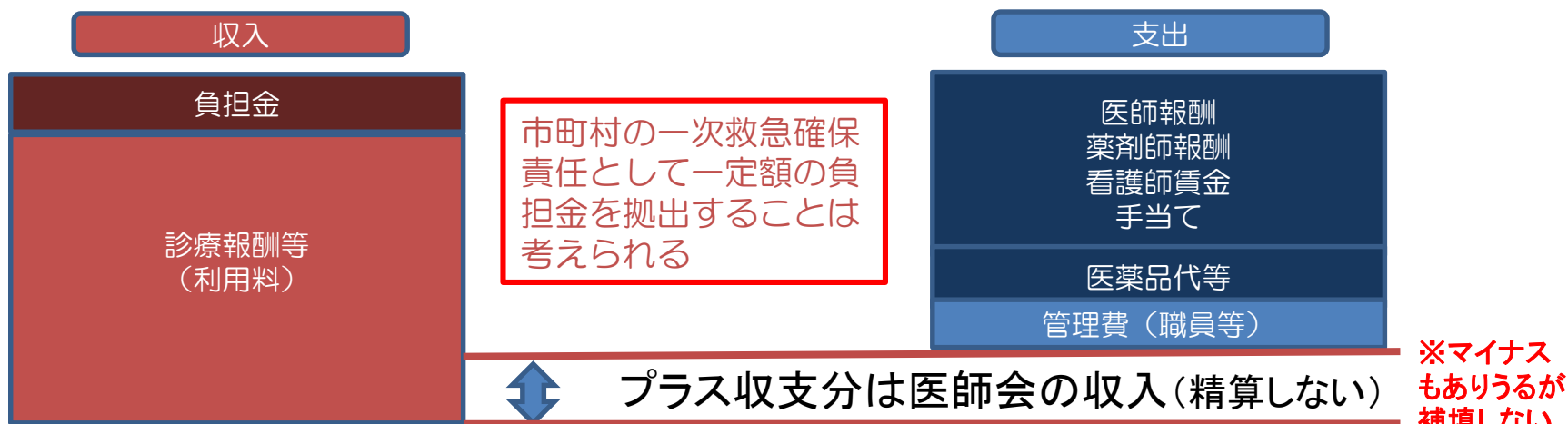
- 過去3年間の平均(赤字)から、指定管理料を算定した。
- 精算はしない。赤字ができれば、医師会が負担する。
- インフルエンザ流行等により大幅に収益がでた場合は、災害時用の薬品等を購入する(医師会からの申し出)。



医師会立についての検討



- ・本診療所については黒字基調にあることから、全額精算方式がなじまなくなっているのではないか。
- ・赤字リスクが小さくなっており、医業の多くを民間が担っていることから、医師会による運営も可能ではないか。
- ・医療機関のノウハウ等を最大限に活かし弾力的な運営を行うことが期待でき、さらに市民サービスの向上につながるのではないか。





医師会立とする場合の留意点・課題



- 医師会立にする場合は、原則として精算しない。リスクも負担するが、リターン（報酬）についても受けとる。
- 行政が行う場合の補完の考え方は適用されないので、積極的に利用促進することが可能となる。
- 市は一次救急医療の責務を果たす役割があるため、一定額の負担金を拠出することは考えられる。ただし、負担金等を支出する場合には、適正執行を担保するために市町の執行状況を審査する。
- 医師会立に転換することによる業務増はほとんどないと想定される。一方で、指定管理者制度に特有の事務は削減されるため、医師会事務局の負担は軽減される見込み。
- 建物、備品等は市の保有する財産のため、医師会立での使用にあたり考え方を整理する必要がある。



現在の協議状況



- 1 東名古屋医師会に、医師会立による休日診療所の運営の可能性について検討を依頼中。

- 2 市は、医師会立とする場合の課題について整理中
 - (1) 建物利用区分をどうするか（普通財産、行政財産）
 - (2) 建物利用にかかる使用料の額
 - (3) 市が一次救急体制確保のために拠出する負担金の額
 - (4) 大規模修繕、小規模修繕の場合の費用負担
 - (5) その他